

令和8年1月9日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

姫路市長 清元 秀泰

市町村名 (市町村コード)	姫路市 (282014)
地域名 (地域内農業集落名)	安富町名坂 (名坂第1・名坂第2)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年11月25日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域内における農地のうち約6割を地域内の認定農業者が借受け、水稻、小豆、花きの栽培を行っている。個人農家においてもほとんどが自ら水稻耕作を行っている。担い手においては経営状況により動向が変わる可能性があるため、今後、安定した農地の維持管理が課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

担い手農家における農作業の効率化を図り、今後発生する可能性が高い離農者の支援を行えるようにする。また、将来的には集落営農の設立を視野に入れ地域農業のあり方について検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	28.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	24.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域内の農用地区域及び現在耕作している農地とその周辺農地を農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針

離農者の所有する農地は、担い手へ集約することを地域内で合意形成を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

担い手の経営意向を踏まえたうえで、農地所有者の同意が得られれば農地中間管理機構を通じて貸し付け集約化を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

当地区の農地は、すでに基盤整備事業が行われているが、今後、農作業の効率化を図るためスマート農業の導入などを検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

現在の担い手への集積・集約を中心とするが、営農継続が困難となった場合には、新規就農者の確保を検討する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

随時、農業振興支援に関する情報収集を図り、活用を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等		⑧農業用施設		⑨耕畜連携等		⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策においては、既に獣害防止柵を設置しており、定期的な点検作業および都度補修等の処置を行っているが、状況の変化に応じて必要な対策を講じていく。

③作業の省力化・効率化に向けてスマート農業機器の導入を検討する。

⑦多面的機能支払交付金事業を活用し、集落内の農地の保全・管理を共同で行う。